令和２年度

大阪市内部統制評価報告書

令和３年７月

大 阪 市

大阪市長松井一郎は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第150条第４項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

１　内部統制の整備及び運用に関する事項

本市では、法第150条第１項の規定に基づき、「大阪市内部統制基本方針」及び「大阪市内部統制の推進に関する規則」を定め、市長を最高内部統制責任者とし、副市長を副最高内部統制責任者、総務局長を総括内部統制責任者、各局及び区役所等（以下「所属」といいます。）の長等を内部統制責任者、公文書管理業務や財務など複数の所属において共通して行われる業務については、その総合調整又は統括管理に関する事務を所管する所属の長を共通業務内部統制責任者とする内部統制体制を構築し、内部統制の整備及び運用を行っています。

また、「局等における内部統制の実施に関する指針を定める規程」を定め、各所属ごとに内部統制責任者の下、各課長等を内部統制員等とする内部統制体制を構築し、所管事務に係る内部統制の整備及び運用を行っています。

　　令和２年度においては、この内部統制体制の下、法及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年３月総務省公表。以下「総務省ガイドライン」といいます。）並びに「局等における内部統制の実施に関する指針を定める規程」にのっとり、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間、財務に関する事務を対象として内部統制の整備及び運用を行いました。

　　なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲内で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する業務執行上の不適切な事態（以下「不適切な事態」といいます。）の全てを防止し、又は当該不適切な事態の発生を適時に発見することができない可能性があります。

２　評価手続

　⑴　評価体制及び評価範囲

　　　客観的な立場にある内部統制評価部局（総務局監察部監察課の内部統制評価担当）が、財務に関する事務を対象として行いました。

　⑵　評価対象期間及び評価基準日

　　　内部統制の整備及び運用を行った令和２年４月１日から令和３年３月31日までの期間を評価対象期間とし、当該期間の最終日を評価基準日としました。

　　　なお、「局等における内部統制の実施に関する指針を定める規程」に基づき、内部統制責任者は、その担任する事務に関し不適切な事態が生じたときは、その内容を総括内部統制責任者に報告することとしており、評価対象期間に生じた不適切な事態のうち、令和３年４月１日から同年５月14日までの間に総括内部統制責任者に報告があったものについては、評価の対象としました。

　⑶　評価項目

　　　法、総務省ガイドライン及びこれらを踏まえて内部統制評価部局において作成した「内部統制評価マニュアル」等に基づき、内部統制の整備及び運用の状況を確認しました。

全庁的な内部統制の評価については、「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」（総務省ガイドライン別紙１[別添]の各評価項目）を評価項目としました。

　　　各所属における業務レベルの内部統制の評価については、次の３つの項目を評価項目としました。

①　不適切な事態に対する対応策の整備が適時に実施されたか

②　不適切な事態に対する対応策の内容が適切であったか

③　自己点検やその後の改善が適切に実施されたか

　⑷　評価方法

　　　全庁的な内部統制の評価については、内部統制評価部局が、⑶記載の総務省ガイドライン別紙１の各評価項目について内部統制の整備状況の記録を行い、必要に応じて各評価項目に係る関係部局及び共通業務内部統制部局（財務に関する事務に係る共通業務内部統制責任者が長である部局をいいます。）の担当者等への質問や記録の検証等を行った上で、不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行いました。

　　　各所属における業務レベルの内部統制の評価については、各所属による自己評価と内部統制評価部局による独立的評価によって⑶記載の３つの評価項目について不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行いました。

　⑸　評価手続の具体的な内容

　　　評価手続の具体的な内容は、別紙１のとおりです。

３　評価結果

　　２記載の評価手続による評価を実施した限り、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において有効に整備され、かつ、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

　　評価結果の具体的な内容は、別紙２のとおりです。

４　不備の是正に関する事項

　　重大な不備は認められなかったことから、記載すべき事項はありません。

令和３年７月７日　　大阪市長　松井　一郎

**評価手続の具体的な内容**

別紙１

**１　全庁的な内部統制の評価の手続**

　⑴　評価の対象とした部局及び当該部局に係る評価項目（総務省ガイドライン別紙１[別添]の各評価項目に付された番号で表示）

　　ア　総務局

　　　　　１－１～１－３、２－１～２－２、３－１、４－１～４－２、５－１～５－３、

６－１、７－１～７－２、８－１～８－２、９－１～９－３、10－２、11－１～11－２

　　イ　人事室

　　　　　１－１～１－３、３－１～３－２、８－１

　　ウ　財政局

　　　　　３－１、11－１

エ　契約管財局

　　　　　３－１、６－１、８－１、11－１

　　オ　会計室

　　　　　３－１、11－１

カ　市政改革室

　　　　　８－１

　　キ　ＩＣＴ戦略室

　　　　　10－１、12－１～12－４

　⑵　確認方法及び内容

内部統制評価部局において、評価の対象とした部局（以下「評価対象部局」といいます。）が定めた規則や指針等を閲覧し、必要に応じて当該部局の担当者に質問を行うことにより、統制内容を確認し、各評価項目ごとの内部統制の整備状況を確認しました。

　⑶　有効性の判断基準

　　　⑵で確認した結果を踏まえ、各評価項目ごとに内部統制の不備があるかを判断しました。内部統制の不備がある場合は、当該不備が重大な不備に当たるかを総務省ガイドラインに記載の内部統制の重大な不備に関する説明([[1]](#footnote-1))により判断しました。

**２　各所属における業務レベルの内部統制の評価の手続**

　⑴　評価の対象とした事務の選定方法

　　ア　整備対象事務

　　　　各内部統制責任者が当該各所属の所管する財務に関する事務のうち不適切な事態が生じる可能性が高いものとして対応策の整備が必要と判断した事務（以下「整備対象事務」といいます。）について、内部統制評価部局において評価対象期間における整備状況の評価（以下「期中評価」といいます。）を行うとともに、整備対象事務のうち、評価対象期間に不適切な事態が生じたとして内部統制評価部局に報告があった事務（以下「整備対象事務におけるリスク発生事務」といいます。）について、内部統制評価部局において評価を行いました。

(ｱ) 期中評価対象事務

期中評価対象事務については、整備対象事務の中から、次の観点により内部統制評価部局において選定しました。（表１）

　　　　 Ａ　整備対象事務に係る内部統制の整備状況についての各所属による自己評価結果

Ｂ　複数所属に共通する事務の整備対象事務への選定状況

Ｃ　各所属における不適切な事態の発生状況

（表１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所属 | 課・担当 | 対象事務 | 観点 |
| ① | 副首都推進局 | 総務担当 | 一般事務用品等の契約事務及び経費の支出 | Ａ |
| ② | 市民局 | 男女共同参画課 | 男女共同参画センター指定管理者の選定等及び業務代行料の支出（※１） | Ａ |
| ③ | 経済戦略局 | 産業振興課（施設管理担当） | 土地及び建物賃貸料の収入 | Ａ |
| ④ | スポーツ課（スポーツ施設担当） | スポーツセンター・プール等指定管理者の選定等及び業務代行料の支出 | Ｂ |
| ⑤ | 淀川区役所 | 市民協働課 | 新たな地域コミュニティ支援事業業務委託に係る契約事務及び経費の支出 | Ｂ、Ｃ |
| ⑥ | 窓口サービス課 | 住民情報業務等委託に係る契約事務及び経費の支出 | Ｂ、Ｃ |
| ⑦ | 生野区役所 | 企画総務課 | 区広報紙企画編集、印刷及び全戸配布業務委託に係る契約事務及び経費の支出 | Ｂ、Ｃ |
| ⑧ | こども青少年局 | 管理課 | 児童手当返還金及び延滞金の収入 | Ｃ |
| 番号 | 所属 | 課・担当 | 対象事務 | 観点 |
| ⑨ | こども青少年局 | 管理課（幼稚園運営企画担当） | 子育てのための施設等利用給付金の認定及び支給（※２） | Ｃ |
| ⑩ | 阿武山学園 | 上下水道料金の支出 | Ｃ |

※１　表２⑤と同じ事務

　　　　　※２　表２⑦と同じ事務

(ｲ) 整備対象事務におけるリスク発生事務

整備対象事務におけるリスク発生事務については、評価対象期間に不適切な事態が生じたとして内部統制評価部局に報告があった事務の全てを評価の対象としました。（表２）

（表２）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所属 | 課・担当 | 対象事務 | 不適切な事態の内容 |
| ① | 此花区役所 | 保健福祉課 | 住居確保給付金の支給 | 住居確保給付金の支給額の計算を誤り、過払いしたもの |
| ② | 浪速区役所 | 保健福祉課（生活支援担当） | 生活保護費の支給 | 生活保護費（一時扶助費）の請求書類を受領していたが、支給が遅延したもの |
| ③ | 淀川区役所 | 政策企画課 | 区広報誌印刷業務委託に係る契約事務及び経費の支出 | 区広報誌の発行回数の変更に伴う契約変更手続が遅延したもの |
| ④ | 保健福祉課（生活支援担当） | 生活保護費の支給 | 生活保護費（一時扶助費）の申請者を別の者と誤認し、支給が遅延したもの |
| ⑤ | 市民局 | 男女共同参画課 | 男女共同参画センター指定管理者の選定等及び業務代行料の支出（※１） | 指定管理者が、徴収すべき施設利用料金を誤認し、過徴収したもの |
| ⑥ | 健康局 | 健康づくり課 | がん検診関係業務委託に係る契約事務及び経費の支出 | がん検診取扱医療機関が、検診結果を誤って通知したもの及び定められた結果判定方法を実施せず検診結果を通知したもの |
| 番号 | 所属 | 課・担当 | 対象事務 | 不適切な事態の内容 |
| ⑦ | こども青少年局 | 管理課（幼稚園運営企画担当） | 子育てのための施設等利用給付金の認定及び支給（※２） | 幼稚園における預かり保育利用料の無償化相当分について、支給済みのものを未支給と誤認し、二重に支給したもの |
| ⑧ | 建設局 | 施設管理課 | 下水道維持管理包括委託に係る契約事務及び経費の支出 | 下水道維持管理業務を包括受託している事業者が、自動車検査証の有効期間が満了した車両を使用していたもの |

　　　　　※１　表１②と同じ事務

　　　　　※２　表１⑨と同じ事務

イ　整備対象事務以外の事務

　　　　整備対象事務以外の事務のうち、評価対象期間に不適切な事態が生じたとして内部統制評価部局に報告があった事務（以下「整備対象事務以外の事務におけるリスク発生事務」といいます。）の全てを対象に、内部統制評価部局において評価を行いました。

このうち、次の観点により、報告があった不適切な事態の詳細を確認すべきと考えられる事務を内部統制評価部局において選定しました。（表３）

Ａ　当該不適切な事態による市民又は本市への財産的影響

Ｂ　各所属における不適切な事態の発生状況

Ｃ　同一所属・同一課における同様の不適切な事態の発生状況

Ｄ　当該不適切な事態に係る懲戒処分の状況

（表３）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 所属 | 課・担当 | 対象事務 | 不適切な事態の内容 | 観点 |
| ① | 福祉局 | 介護保険課 | 高額介護サービス費の支給 | 高額介護サービス費の支給が漏れたもの | Ａ |
| ② | 教育委員会事務局 | 施設整備課 | 土地賃借料の支出 | 市立学校敷地の賃借料の支出が遅延したもの | Ａ |
| ③ | こども青少年局 | 保育企画課（環境整備担当） | 土地賃貸料の収入 | 市有地の賃貸料の請求が遅延したもの（１事案）及び賃貸料の請求額の計算を誤り、過少請求となったもの（２事案） | Ｂ、Ｃ |
| 番号 | 所属 | 課・担当 | 対象事務 | 不適切な事態の内容 | 観点 |
| ④ | こども青少年局 | 保育企画課（給付認定担当） | 区分所有建物の管理費及び修繕積立金の支出 | 区分所有建物の管理費及び修繕積立金の支出が遅延したもの | Ｂ |
| ⑤ | 青少年課（放課後事業担当） | 区分所有建物の管理費及び修繕積立金の支出が遅延し、またこれに伴い生じた延滞金を私金で支出するという不適正な事務処理を行ったもの | Ｂ、Ｄ |
| ⑥ | 阿武山学園 | 小口支払基金による物品購入 | 業務上使用する物品の購入について、一部を小口支払基金から支出し、一部を私金で支出するという不適正な事務処理を行ったもの | Ｄ |
| ⑦ | 此花区役所 | 保健福祉課（生活支援担当） | 生活保護に関する事務処理 | 生活保護受給者の課税調査において、個人市民税調査票の内容を改ざんし、生活保護費を過大に支給するなどの不適正な事務処理を行ったもの | Ｄ |
| ⑧ | 東淀川区役所 | 窓口サービス課 | 住民票の写しの発行及び手数料の収入 | 住民票の写しの発行について、請求書を代筆し、発行手数料を私金で立て替えるなどの不適正な事務処理を行ったもの | Ｄ |
| ⑨ | 住之江区役所 | 保健福祉課 | 成年後見制度後見人等報酬助成制度に係る支給等 | 成年後見制度後見人等報酬助成制度において、支給を遅延させるなどの不適正な事務処理を行ったもの | Ｄ |

　⑵　確認方法及び内容

　　ア　整備対象事務

(ｱ) 当該所属における自己評価

不適切な事態に対する対応策の内容を、令和２年度内部統制評価報告書２⑶記載の３つの評価項目について自己評価しました。

整備対象事務におけるリスク発生事務については、上記に加えて、当該不適切な事態が生じた原因を分析し、自己評価しました。

　　　(ｲ) 内部統制評価部局による独立的評価

内部統制評価部局において、対応策の内容及び(ｱ)の自己評価の結果を確認するとともに、当該記載内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて当該所属の担当者に質問を行うことにより対応策の整備状況を確認しました。

整備対象事務におけるリスク発生事務については、上記に加えて、内部統制評価部局において内部統制責任者から報告のあった不適切な事態の原因分析及び再発防止策の内容と(ｱ)の自己評価の結果を確認するとともに、当該記載内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて当該所属の担当者に質問を行うことにより不適切な事態の原因分析及び再発防止策の内容を確認しました。

イ　整備対象事務以外の事務

(ｱ) 当該所属における自己評価

整備対象事務以外の事務におけるリスク発生事務について、当該不適切な事態が生じた原因を分析し、自己評価しました。

(ｲ) 内部統制評価部局による独立的評価

内部統制評価部局において内部統制責任者から報告のあった不適切な事態の原因分析及び再発防止策の内容と(ｱ)の自己評価の結果を確認しました。

整備対象事務以外の事務におけるリスク発生事務のうち、不適切な事態の詳細を確認すべきとして選定した事務については、上記に加えて、内部統制評価部局において当該記載内容を確認するために必要な資料を閲覧し、必要に応じて当該所属の担当者に質問を行うことにより不適切な事態の原因分析及び再発防止策の内容を確認しました。

　⑶　有効性の判断基準

　　　⑵で確認した結果を踏まえ、令和２年度内部統制評価報告書２⑶記載の３つの評価項目について内部統制の不備があるかを判断しました。内部統制の不備がある場合は、当該不備が重大な不備にあたるかを、総務省ガイドラインに記載の重大な不備に関する説明をもとに内部統制評価部局において作成した「内部統制の評価における重大な不備の判断基準について」により判断しました。

**評価結果の具体的な内容**

別紙２

**１　全庁的な内部統制の評価の結果**

　　「大阪市内部統制基本方針」及び「大阪市内部統制の推進に関する規則」に基づき、最高内部統制責任者である市長の下で各所属内部統制責任者、共通業務内部統制責任者等による内部統制体制を構築するとともに、「局等における内部統制の実施に関する指針を定める規程」を定め、これに基づき各所属ごとに内部統制の整備及び運用を行っており、財務に関する事務について、全ての各評価項目において適切に対応がされており、整備上の不備及び運用上の不備は認められませんでした。

**２　各所属における業務レベルの内部統制の評価の結果**

⑴　整備対象事務

　　総務省ガイドラインにおいて内部統制評価報告書に記載すべきとされている重大な不備は認められませんでした。

なお、期中評価対象事務（別紙１表１）のうち⑥⑦の事務について整備上の不備を、整備対象事務におけるリスク発生事務（別紙１表２）の全てについて運用上の不備を把握しましたが、その後速やかに当該各所属の内部統制責任者において是正措置が講じられたところです。

　⑵　整備対象事務以外の事務

　　　総務省ガイドラインにおいて内部統制評価報告書に記載すべきとされている重大な不備は認められませんでした。

　　　なお、整備対象事務以外の事務におけるリスク発生事務の全てについて運用上の不備を把握しましたが、その後速やかに当該各所属の内部統制責任者において是正措置が講じられたところです。

**３　特記事項**

上記２⑴⑵で把握した内部統制の整備及び運用上の不備については、これらの多くが内部統制の基本的動作（事務処理方法のマニュアル等への記載、組織的な進捗管理体制や進捗管理方法の構築、事務処理方法の担当者への周知・徹底など）が不十分であることにより生じています。

このうち、別紙１表３①の事務については、福祉局が各区役所向けに作成している事務処理マニュアル等における記載が不十分であったため、一部の被保険者に対して高額介護サービス費の支給漏れ（未支給者1,354人、金額39,766,483円）が生じ、当該内部統制の不備により、多くの市民に財産的な影響が生じています。

上記２⑴⑵で把握した各内部統制の不備は、総務省ガイドラインにおいて内部統制評価報告書に記載すべきとされている重大な不備に該当しないものの、前述のとおり、一部の所属や事務においては、内部統制が十分に機能しているとはいえないと考えられるため、内部統制についての説明責任を果たす観点から、本報告書に特記事項として記載することとします。

別添

地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン

（別紙１）地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 |
| 統制環境 | １ 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。 | １－１　長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか。 |
| １－２　長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先、並びに、住民等の理解を促進しているか。 |
| １－３　長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。 |
| ２ 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路および適切な権限と責任を確立しているか。 | ２－１　長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。 |
| ２－２　長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。 |
| ３ 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。 | ３－１ 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。 |
| ３－２　長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。 |
| リスクの評価と対応 | ４　組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。 | ４－１　組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。 |
| ４－２　組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。 |
| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 |
| リスクの評価と対応 | ５　組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。 | ５－１　組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。 |
| ５－２　組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する |
| ５－３　組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。 |
| ６　組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。 | ６－１　組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。 |
| 統制活動 | ７　組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。 | ７－１　組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。 |
| ７－２　組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。 |
| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 |
| 統制活動 | ８　組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。 | ８－１　組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。1) 権限と責任の明確化2) 職務の分離3) 適時かつ適切な承認4) 業務の結果の検討 |
| ８－２　組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。 |
| 情報と伝達 | ９　組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。 | ９－１　組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。 |
| ９－２　組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。 |
| ９－３　組織は、住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。 |
| 10　組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。 | 10－１　組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。 |
| 10－２　組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。 |
| モニタリング | 11　組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか。 | 11－１　組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリングおよび独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。 |
| 基本的要素 | 評価の基本的な考え方 | 評価項目 |
| モニタリング | 11　組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリングおよび独立的評価を行っているか | 11－２　モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。 |
| ICTへの対応 | 12　組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用している場合には、ICTの利用の適切性を検討するとともに、ICTの統制を行っているか。 | 12－１　組織は、組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。 |
| 12－２　内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。 |
| 12－３　組織は、ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。 |
| 12－４　組織は、ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。 |

1. 事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきもの [↑](#footnote-ref-1)